

「通知表」の起源について

—明治前期の日常的成績評価及び行状・品行評価と家庭通信—

附属教育実践研究指導センター 山 根 俊 喜

A Study on the Origine of Report-card in Japan

Toshiki YAMANE

はじめに

「通知表」は、子どもに対する教育効果を高める目的をもって発行される、子どもの成長・発達の記録を主要な記述内容とする、学校と家庭との往復連絡文書のひとつであり、学校と家庭との連絡・通信の一手段である。法的には、歴史的にも、また現在も、学校に発行義務はなく、全くボランティアなものであるにもかかわらず、また連絡・通信のひとつの手段であるにもかかわらず、ほとんどの小・中学校で每学期毎に発行されている。また、法的規定がないこともあって、「通知表」のほかに、学校・家庭連絡簿、通知票、通信簿、あゆみ、伸びゆく子等々の呼称が用いられてきている。以下、小論では便宜上これらを含めて一括して「通知表」と称することにする。

さて、このように法的規定のないボランティアな文書である通知表は、日本において、いつ頃、何のために、どのような記載内容と機能をもって生成してきたのであろうか。この問題については、すでにいくつかの先行研究がある。小論は、教育関係事典の記述および代表的な先行研究を批判的に検討して、これらでは一部を除いてほとんどふれられていない、通知表の前史とでもいうべきものを、明治前期に広く行われていた、大試験、小試験などの定期試験とは異なる日常的な成績評価および訓育・管理の評価と、その家庭通信という視点から、その一端を明らかにすることを目的とする。なお、取り上げる先行研究は、唐沢富太郎、花井信、天野正輝のものである。

I 教育関係事典に記述された通知表の起源

先行研究の本格的検討にはいる前に、まず、現在発行されている代表的な教育大事典および教育評価事典の類では、通知表の起源についてどのように記述されているのかを検討しておこう。

まず、奥田・河野編『現代学校教育大事典』（ぎょうせい、1993）の「通知表」（長尾彰夫執筆）の項目では、「変遷」と題する小項目の最初に、次のように記述されている。

わが国の学校教育史上、通知表が公的に位置づけられたのは、1891（明治24）年の小学校教則大綱についての「説明」の中で「……学校ト家庭ト気稊ヲ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ功ヲ奏センコトヲ望ム……」とされたことに始まる（後略）。

この文部省説明は、以下で検討する事典類、先行研究でも通知表の歴史にとって重要な位置を占めるものとされているので、あらかじめ通知表に関係すると思われる部分をここで引用しておく。

前陳教授上ニ関スル記録ノ外ニ各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道徳訓練上ノ参考ニ供シ之ニ加フルニ学校ト家庭ト気脈ヲ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ功ヲ奏センコトヲ望ム

なお、「教授ニ関スル記録」とは教授細目と教授週録をさす。またこれに続く箇所では、試験に関する注意事項—その目的・評定法や、「平素ノ行状学業ヲモ斟酌」して卒業を認定することが述べられている。児童の行動・性格について学校表簿に記載することについては、すでに明治14年4月の文部省達（第10号）「学事表簿取調心得」における「生徒学籍簿」の説明中、「退学年月日」の項に、退学の事由等と共に「特ニ品行性質ノ如キハ教員宜ク各生徒ニ就テ之ヲ詳記スヘシ」という規定が見られる。しかし、これは、おそらく卒業・退学後の対外証明を想定したものであり、この説明のように教育資料として位置づけられるものではなかった。

さて、小学校教則大綱の文部省説明（以下「説明」と略記する）の中には「通知表」「通信簿」およびそれに類する文言は含まれてはいない。しかし、後述するように、この「説明」にある「学校ト家庭ト気脈ヲ通スルノ方法」に通知表が含まれていると推察され、通知表の発行を広く促すひとつの契機になったのは事実であろう。ただし、ここでは、先行研究によって明らかにされている、それ以前にボランティアな形で存在した通知表の存在にはふれていない。以下で見る2つの事典についても同様である。

次に細谷・奥田・河野・今野編『新教育学大事典』（第一法規、1989）の「通信簿」（石田恒好執筆）の項目では、「歴史」の小項目の冒頭に、さきの「説明」を引用し、続けて次のように述べている。

これが通信簿の発行を公的に示唆した最初のものといわれている。すなわち、通信簿の起源である。

引用の前段は国家レベルでいえばそのとおりだとして、後段は問題がある。なぜなら、先述のように、この文部省説明以前に、すでに通知表が発行されているからである。すでに発行されていた通知表の普及を促した点にこの「説明」の通知表の歴史にとっての意味があるのである。

さて、次に、東・松本・芝・梶田編『現代教育評価事典』（金子書房、1988）の「通信簿」（藤原藤助執筆）を見ておこう。まず「意義」の小項目で、教育法規に通知発行の規定がないこと述べた後に次のよう記述されている。

にもかかわらず、学制発布以来、現在に至るまで、国公立の大部分の学校で通信簿を発行している。

学制期より発行されていた通知表とはどのようなものであったか、記述がないので不明であるが、おそらく、家庭に示された試験成績表の類を想定しているのであろう。しかし、この記述は、「意義」に続く「成立」という小項目における以下の記述と明らかに矛盾するようように思われる。「成立」の冒頭では、既述の2つの事典と同じく、「説明」を引き、つづけて、「これが日本の通信簿の原型である」としている。

学制期からこの「説明」がでるまでの間に発行されていたとされる通知表は、この「原型」とどの様な関係があるのであろう。また、「原型」とはどのような意味なのであろうか。「説明」には「通

知表」「通信簿」の類の文言は含まれていないし、ましてやその雛形など掲載されているはずもないのである。

以上3つの事典の記述をみてきた。「説明」が通知表発行に影響を与えていると捉える点で三者とも共通しているが、その通知表史上の位置づけには問題のあるものも存在した。こうした捉え方や文言等から判断して、これらの記述は、「唐沢によって通信簿史はきりひらかれた」¹⁾と言われ唐沢富太郎の研究に直接・間接に依拠—誤読・誤解も含む—していると考えられる(唐沢は、「説明」が通知表の「起源」とか「原型」であると述べていない)。以下では、公表年代順に、まず、唐沢の所説について検討し、つぎに唐沢等の所説の批判的検討の上に通知表史に関して自説を展開した花井信の所説を、ついで日本における知育・訓育の両者を含む教育評価史研究のなかで通知表の歴史についてふれている天野正輝の所説を検討して、通知表史の到達点を明らかにしていくことにする。

II 先行研究における通知表の起源

1 学業成績の家庭への通知—唐沢富太郎の所説

唐沢の所説を、その著『教育博物館』(中巻, ぎょうせい, 1977, pp.182-188およびpp.365-384)をもとに検討する。この著書以前にも、『明治百年の児童史』(上巻, 講談社, 1968)などでも通知表の歴史について記述されているが、通知表の現物史料の提示、記述ともっとも詳細に渡っている『教育博物館』を取り上げることにする。

唐沢の見解を、本論との関係で明治期を中心に要約すると以下のようなになる。

(1) 氏所有のもっとも古い通知表は、学制期の1879(明治12)年、尾道西学校(広島県)で発行された「定期試験点数並勤惰行状表」である。ここには各科目の定期試験成績と及落、および行状の善し悪しが記載されている。教育令期に発行された通知表も含め、明治10年代の通知表は「家庭に対して試験の点数の結果を通知する役割しかもたなかったようである」。

(2) 明治20年代前半の通知表発行については、1888(明治21)年11月7日に「家庭学校通信簿」を定めたとする長野県開智学校の学校沿革史の記述、玉城肇がその著『学校と教師の歴史』で紹介・分析している1891,2(明治24,5)年頃発行の東本郷学校の「家庭通信簿」によって跡づけられる。

(3) 1891(明治24)年の小学校教則大綱の説明は、「通信簿に関する公的観念の表明として、もっとも早いものに属するであろう」。これは、通知表が、第一に、道徳訓練上の参考のために存在すること、第二に、学校と家庭の連絡を計ることにより、子どもの教育の向上をめざして相互協力するために存在することを示すものである(なお、『明治百年の児童史』では、この「説明」の記述は「当時(通知表が)ある程度普及を觀ていた実状を踏まえていたものと思われる」とされている)。

(4) しかし、明治20年代の通知表も、「点数第一主義の教育風潮を反映して、試験の成績の出来、不出来が即ち成績となり、また及落のみを重要視した傾向が強い」。

(5) 1900(明治33)年の小学校令施行規則によって学籍簿の発行が義務づけられたが、この後「通信簿の様式が学籍簿に準拠していくことになった」。

(6) 総じて、明治期の通知表の特徴は、「学業成績および及落のいかんを通知する役割を大きく持っていたこと、とりわけ学業成績の評価はほとんど試験による点数の結果であったことである」。

以上の他、家庭・学校の連絡欄、出欠、身体検査の記録が、明治末にかけて徐々に一般化してき

ていること、また、家庭からの通信欄はほとんど利用されていなかったこと²⁾、その他の記載事項として、学校暦、児童や保護者の心得、通知表の取り扱い等が記載されているものがあることにもふれている。しかし、「説明」や家庭・学校の通信欄の存在にも関わらず、一言で言えば、明治期の通知表は、試験成績の家庭への連絡の機能しか果たしていなかったというのがその結論である。

さて、ここで、以上の見解に対し、通知表の起源に関わる点に絞って疑問を挙げておきたい。

まず、第一に、次に検討する花井も批判している点であるが、明治10年代の「試験成績表」などの呼称をもつ成績証明書の類を通知表の範疇に含めてよいかという点である。これは、学校から家庭へ一方的に試験成績や及落、席次等を知らせるだけのものであった。通知表の最低条件は、家庭と学校との往復文書であることではないだろうか。唐沢は通知表を「学校と家庭のかけ橋」と性格づけている。それならば、たとえ、試験成績が明治20年代以降の往復連絡文書としての通知表の記載内容の重要な部分を占めるにしても、学校が、家庭の何らかの反応をはじめから期待していない一方通行の文書は、通知表の範疇からはずし、その記載内容上の「前史」とでも位置づけるべきなのではないだろうか。現代でも、中学校や高校で通知表とは別に、中間テストや期末テストなどの成績表を子ども、および子どもを通じて家庭に知らせることがあるが、「試験成績表」などの内容とその発行形態はこれに類するものであり、現実の機能は別にして、その目的からいって通知表とは区別されるべきではなかろうか。

The image shows two historical '勤惰行状表' (Attendance and Behavior Records) from a school in Maebashi, Tokyo. The left table is for May (五月) and the right is for April (四月). Each table has columns for dates and rows for individual students, with handwritten entries for attendance and behavior.

日	一	二	三	四	五	六	日
十六							
十七							

日	一	二	三	四	五	六	日
十五							
十六							
十七							

図1 勤惰行状表 (埼玉県比企郡第十七学区花ヶ岡学校)

(出展：唐沢『教育博物館 上』p.182)

さて、次に史料の位置づけに疑問がある。『教育博物館 上』182頁以下の通信簿の史料を掲載している部分では、まず第一に、「勤惰行状表（埼玉県比企郡第17学区花ヶ丘学校中等2、3級生）」が掲載してある（図1）。発行年は記載していないが、中等とあるからおそらく明治10年代後半のものであろう。月ごとに、毎日の勤惰（出欠）と行状を記す欄があり、勤惰欄はおそらく教員の印が、行状欄には15、16といった点数が表示されている（おそらく20点満点であろう）。通信簿の項に所収されているから、学校だけで使用された帳簿ではなく家庭にも通知されたものと思われ、さらに個人カードの形式で、1日ごとに勤惰・出欠を記入していること、また類似の学校・家庭往復文書が存在したこと（後述）から学校と家庭を（おそらく毎日）往復したものと思われる。しかし唐沢は、解説ではこの帳票に全くふれていない。また解説の通信簿一覧にも掲載されていない。なぜなのか不明であるが、推察するに、通知表＝学業成績の評価とその通知という観念にとらわれて、教科の成績を含まないこの文書を、通知表の範疇には正式には位置付かないものと捉えたのではなかろうか。すなわち、明治10年代の試験成績表の類を通知表の範疇に含ませていること、また、「教育評価を示す通信簿」といった表現、通知表の歴史をたどる前提として「成績評価が始められた時代背景」を検討していること、通知表の評点法を細かく分析していることなどから、唐沢には通知表によって、学業成績評価の方法の変化を明らかにするという問題意識が強くあり、そのことがこの史料の位置づけを曖昧にしまったのではなかろうか³⁾。しかし、通知表を子どもの教育のために学校・家庭が協力するために発行される往復文書と捉えれば、試験成績表の類でなく、この史料こそが通知表の直接の前史と捉えられるのではないか。

2 訓育指導のための家庭・学校往復連絡文書—花井信の所説

花井は、通知表の発行が、学校での「学習状態を家庭に連絡するという意図をもって、1890年代後半から師範学校附属学校で開始された」とする佐藤秀夫の見解および、先の唐沢の見解を批判的に検討しつつ、1890（明治23）年前後から大正期までの通知表の歴史を丹念に描き出している（花井「通信簿史考」『近代日本地域教育の展開』梓出版、1986、第3章第2節）。本論との関係で、明治20年代の通知表の記述部分について要点をまとめておこう。

(1) 唐沢も触れている開智学校の「家庭学校通知簿」（1888）は、通知表発行の「もっとも古いものに属するであろう」。この通知表は、緒言（2頁分）、「家庭より」「学校より」「操行」「欠席日数」等を1頁内にまとめたものが3頁分、「大試験成績表」（1頁分）、「生徒心得」（3頁分）という構成である⁴⁾。通知表の正式名称の表記と内容からみて、家庭と学校との往復連絡が主眼とされている。また、品行と学業成績を内容としているが、内容構成上、また月一度という定期通知という形式からみても、「学業成績ではなく、主には品行に関わる事柄が通知の中身であったと、判断される」。このことは、1891（明治24）年発行の長野県高遠小学校の「家庭学校通知表」によっても裏付けられる。

(2) さらに、「子どもの徳育指導の効果を上げるために、学校と家庭とが協力し合う往復連絡文書」という通知表の性格をよく表わしているものに、兵庫県豊岡の大庭小学校の「通知簿」（明治20年代のものと同推定）がある。この通知表は、3箇条の注意書きを含む表紙（3箇条の第1条には「此しらせ簿は家庭と学校と心を合わせて児童の仕付をよくし、教の効を挙ぐるの一の助けとせんために作りたるものなれば、よく心を付けて学校よりの知らせを見、また仕付に大事のことは此紙に書き入れ必学校へ知らせべし」とある）1頁分、毎日の「品行」を記入する欄が3カ月分（1.5頁分）と学業成績その他（半頁）、そして「通知すべきことがら」（1頁分）からなっている（図2

重を置いた通知表（試験成績表などの証書類ではない）が存在するが、これをどの様に位置づけるのか、といった点で疑問が残る。こうした点を検討しているのが、次の天野の所論である。

3 森文相の家庭教育・教科外教育の重視策と通知表—天野正輝の所説

天野は、その著『教育評価史研究—教育実践における評価論の系譜—』で、学制期から第2次小学校令までの教育評価史を、学業成績だけでなく、学制期から行われていた平素の「行状」の評価、修身科における品行・操行の評価、森の人物査定など、訓育評価の実態と教育評価上の意味を明らかにし、これを踏まえて、明治20年前後から、その発生の経緯とこの年代の通知表について考察を加えている（同書、第2章2（7）「通信簿の登場とその背景」pp.112—114）。その要旨は以下のとおりである。

(1) 通知表は、明治20年前後、森文相の家庭教育・教科外教育の重視策がとられていく過程で各地区や学校が任意に発行するようになったものである。

(2) ただし、これ以前にも、学制期から子どもの試験成績を父母へ「連絡・通知」したり、また明治10年代はじめから「出席状況や行状に関する注意」を「勤惰行状表」にして父母へ「通知」することが行われていた。

(3) 初期の通知表は、子ども・父母の成績順位への強い関心を反映して、学業成績が中心になっているものが多い。しかし「次第に、徳育や訓練の効果を徹底するためには家庭との連絡が不可欠であることを認識した学校側は、その重要な方法として通信簿の発行に着目し」「学業成績も含め訓育的・心得の内容を盛り込んで」通知表を発行するようになった。こうして20年代初頭の通知表の現物には、訓育的効果と学業成績の連絡のそれぞれを第一義的に追求したものが存在する。

(4) 小学校教則大綱とその「説明」以降、呼称・様式等様々な工夫をこらされて普及していった。なお「説明」は、通知表に、第一義的には、学業成績の通知ではなく、徳育・訓育上の家庭・学校の協力手段の意味をもたせようとしたものである。

(5) 明治20年代後半になると教育勅語の内容を「生徒心得」として掲載したものが多くなる。また通知表だけでなく、授業参観・教育懇談会等の方法を講じることによって、子どもの躰や学業について父母の理解を求める傾向が現れてきている。

通知表発行の契機が、森文相の教科外教育・家庭教育重視策にあったこと、前史として試験成績の通知だけでなく、出欠・行状の通知が位置づけられること、父母・子どもの要求に応じて初期の通知表は学業成績が中心のものが多いが、通知表を訓育指導のために利用しようとする学校側の意図によって早い段階から訓育的効果を期待した通知表が現れたこと、などが新しい知見であるといえよう。

以上、先行研究を次のように総括することができよう。

(1) 通知表は、明治20年前後ないし1890年前後に家庭・学校が子どもの教育について何らかの意味で協力し合う目的をもって、家庭・学校往復連絡文書として生まれ、「通知」を契機に次第に広く普及していくことになった。

(2) 天野によれば、その背景には、森文相の家庭教育・教科外教育重視策があった。

(3) 学校や政策上の発行意図は、訓育指導の効果の向上にあったが、父母・子どもの学業成績に対する強い関心を反映して、実態としては、訓育的効果をねらった通知表と学業成績の通知を中心とする通知表が存在した。

(4) 通知表の前史としては、試験成績表や子どもの行状・品行を通知する『勤惰行状表』があげられる。

さて、以上のような総括が妥当なのかどうか、全面的な検討はここではなしえない。以下では、この先行研究の総括を敷衍し補強する形で、通知表が明治20年頃に発生し当初から知育・訓育それぞれを全面に出した2つのタイプの通知表が存在したのではないかということ、また、そのひとつの前史として、子どもの日々の出席・学業の評価や学習態度・行状の評価を内容とする家庭通知が、試験成績表のような一方的連絡・通知ではなく、少なくとも往復文書として存在したこと、そのひとつのルーツとして翻訳教育学書の存在が上げられることを明らかにしたい。

II 通知表の始まりとその前史

1 学校管理法書にみる通知表

学校管理法書には、児童・生徒の訓育・管理問題など学校内部の問題だけではなく、家庭との関係や学校帳票類の記述がある。通知表の現物史料ではないという限界はありながらも、そこに記載されている事例は、それ以前の実践事例を反映し、その後の実践に何らかの影響を与えていると考えられる。これを手がかりに、通知表のはじまりを見てみたい。

まず、明治10年代の代表的学校管理法書である、伊沢修二『学校管理法』（正編1881(明治14)年、続編1882(明治15)年)⁶⁾には、「校簿及諸表」の項があり、彼が東京師範学校校長時代に制定した諸表が掲載されている。その中の「月末調査表」「期末調査表」には、「試業点数」を記載する欄とは別に「日課点数」を記載する欄があり、日常の学業評価を重視していたことの現れとして興味深い。通知表に類するものの記述は見られない。また、家庭と学校との関係を特段に記した箇所も見あたらない。

明治20年代の代表的学校管理法書、能勢栄『学校管理術』（1890(明治23)年)⁷⁾には、学校帳簿の項に「家庭通知簿」に関する記述が現われており、その雛形が掲載されている。また同時期の学校管理法書、金港堂編『学校管理法』（1889(明治22)年)⁸⁾の帳簿表類の項にも同様の記載がある。学校管理法書の通知表記載は、この頃から始まったものと思われる。

まず、能勢の『学校管理術』から見てみよう。

能勢のものの特徴は、第一に、通知表を、学校家庭の子どもの教育をめぐる相互協力の一方—この点は通知表の性格をめぐる花井が強調していた点である—という位置づけを明確にしていることである。そのことは次の引用に明らかである⁹⁾。

小学校ノ教育ヲ成丈完全ニ為セント欲セバ、学校ト家庭トヲ連絡スル途ヲ開キ、協働一致以テ児童ヲ教導スル方向ヲ取ラザル可ラス。教師ハ時々生徒ノ父兄ヲ訪フテ、児童教育ノ要旨ヲ説キ、父兄ハ時々学校ヲ参観シテ子弟ノ学校ニ於ケル行為ト情態トヲ教師ニ談シ、共ニ其ノ教導改良ヲ図ルガ如キハ最モ望マシキ事ナリトス。此ノ事ニ就キテ、最モ必要ナルハ、一ノ通知簿ヲ設ケ学校ト家庭トヲ連絡スルノ一助ニ供スルニアリ。

この通知表の雛形は、その様式から見て、天野が示した学業成績の通知を前面に出すタイプのものといえよう¹⁰⁾。通信欄では「生徒ノ行為勤惰及其ノ他ノ事件」、すなわち生徒の行為、行動など訓育的側面の記述も想定されている。しかし、能勢は通知表に続いて「操行査定表の事」と題して、操行の評定、及び指導のために図5のような学年末に調製する操行査定表の様式を示している（なお、平素の観察するところは手帳その他適宜の帳簿に記すこととしている）が、この平素の行状、操行など訓育評価に関わるこの帳票については、「操行査定表ハ教師ノ参考ニ供スルモノナレバ生徒ニ示スベカラズ」としているのである¹¹⁾。また、このことを反映してか、学業成績を記す欄に行状や操行の良否を記入する欄も存在していない。

さて、金港堂編『学校管理法』には、能勢のものとは違ったタイプの通知表の雛形が示されている¹²⁾。ここでは試験後に個人毎の「試験成績表」を必ず父兄に「贈与」すべきであるとし¹³⁾、他方で、学業成績を含まない「品行簿」と称する通知表を示している。図には凡例が書き入れてないが、本文中には、1、品行点の出し方：20点満点で、16点を基準に加減すること、2、小試験毎の品行得点の出し方に続いて、次のような2箇条の凡例が記されている。

- 一 此ノ品行簿ハ、学校内外ノ品行ヲ督シ其ノ良否ヲ検シ記載スルモノナレバ父兄タルモノハ宜シク平生ノ行状ニ注意シ其ノ矯正ヲ務ムベシ若子弟ノ行状ニ関シ学校へ通告スベキコトアルトキハ裏面ノ父兄ヨリノ欄内へ其ノ事由ヲ記スベシ
- 一 此ノ品行簿ハ毎朝出席ノ節級長ヲ経テ教師へ出シ退校ノ節受取り帰宅ノ上必ず父兄ノ一覽ニ供スベシ

また、「通告」と称する学校・家庭の相互通信の意義については、これを双方向で情報を授受できる「電話機」に喩えて次のように述べている。

通告ハ父兄ト学校トノ言路ヲ開クベキ好機会ニテ之ヲ利用セバ大ニ教育ニ上益ヲ与フルモノナリ最初ハ単ニ品行上ノ事ノミナレドモ其ノ利用ヲ得ルヤ父兄ト学校間ノ万般ノ事ヲ相通知スル事ヲ得ルモノニシテ恰双方へ通ズルノ電話機ノ如クナルベシ

さて、以上の資料の紹介から明らかなように、通知表発行の目的についての記述、往復通信欄をみれば、能勢と同じく、通知表は、教育指導のために学校と家庭が相互連絡・協力しあう目的をもって発行されている。ただし、能勢のように、他にもあり得る相互連絡・協力の一手段という把握は見られない。さらに、雛形をみれば明らかなように、能勢のものとは決定的に異なるのは、学業成績の記入欄がなく、代わって毎日の品行点を記入する欄が2ヶ月分設けられている事である。品行簿という名称もあわせて、明らかに訓育の指導を前面に出した通知表の雛形といえよう¹⁴⁾。

以上のように、通知表が発生して間もない明治20年代はじめにおいて、家庭・学校の相互連絡・

明治 年 月 日 調査		正直	心性
		柔順	氣質
		強記	心力
		能事	藝能
		ナ 達 ス	能 ク 事
		守 勉	才智
		約 強	行爲
		明 瞭	言語
		静 肅	舉止
		健	體質
教員 姓名 印		三 十 月 年	年齢
		優 等	品定
	何 ノ 誰	何 ノ 誰	姓名 名姓

操行査定表様式

図4 操行査定表

協力を目的とし、学業成績、訓育それぞれに重点を置いた通知表の雛形が、管見の限り初めて、学校管理法書に記述されていることが確認できた¹⁵⁾。

ところで、能勢が示したタイプにおける、学業成績の通知部分は、平素の成績を除いて、それまでに存在していた試験成績表を引き継ぐものであることは明らかである。

では、金港堂の品行欄は何を起源としているのであろうか。この品行欄の形式は、一日ごとの品行を評価し父母に伝えるという点で、花井が示した、明治20年代に使用されていたとされる大庭小学校のもの(図2)と同じものであり、また唐沢、花井が触れていた玉城肇が紹介した東本郷小学校の品行表と(おそらく)同様のものであり、当時さほど珍しいものではなかったと思われる。さらに、唐沢が通知表の歴史に正当に位置づけなかった花ヶ岡学校の勤惰行状表は、勤惰欄が出席日数欄として縮小していることを除けば、この品行欄と同様の様式であり、明治20年代以前にもこのような帳票が存在していたのである。

さらに、また、往復連絡帳という発想は、いつ、どの様に生まれてきたのであろうか。

以下では、通知表の前史をめぐって、日常の学業・訓育評価と、往復連絡帳へのその記載という点に絞って、時代を遡ってみることにする。

2 通知表の前史—日常の学業・訓育評価とその通知

(1) 教育令期にみられる家庭通知

まず、明治10年代後半に発行されていた2つの史料を検討する。いずれも、『大阪府教育百年史 第3巻 史料編2』(1972)に、口絵写真入りで紹介されていたものである(いずれも現物は未見)。

最初に、明治17年、能勢郡山辺小学校で発行されていた「品行簿」を見てみたい¹⁶⁾。これは一紙ものの2つ折り(手帳大)で、表紙(1頁目)、凡例(2頁目)、一日毎のの品行点と1ヶ月の品行平均点を記す欄から成る頁が1ヶ月分(3頁目)、から構成されている(4頁目の裏表紙に当たる部分は写真掲載されておらず不明)。したがって、1ヶ月分が1枚の帳票である。

凡例には、品行の最高点を50点とし、劣るにしたがって減点し最低点を零点とすること、月末にその平均点を出して記入すること等が記された後、次のように記されている。

- 一 品行簿ヲ生徒ニ与フルハ内外ノ品行ヲ督シ其ノ良否ヲ父兄ニ示スモノナレハ宜シク爰ニ注意可成的認印ヲ捺(得点ノ上ニ)スヘシ
- 一 品行簿ハ毎月生徒一人毎ニ一簿ツツ渡置毎日退校ノ節教師該生徒品行ノ良否按シ其点数ヲ記載シテ之ヲ退スヘシ

体裁のうち、3頁目の品行の評定部分の様式は、先の金港堂『学校管理法』の品行簿の品行欄の様式と同様であり、『学校管理法』に示された品行簿から、学校・家庭通信欄を除いたものが、山辺小学校の品行簿の体裁である。また、学校と家庭とを毎日往復していた文書であることは凡例からも明らかである。通信欄もなく、凡例からも、家庭・学校の子どもの教育指導のための相互協力といった意図は明確とはいえないが、「内外ノ品行ヲ督シ」という文言からは、単に品行の評定を通告するといった意図だけでなく、学校だけでなく家庭でのしつけを要求する学校側の意図が読みとれる。

次に、能勢郡で、明治15年から3年間発行されていた¹⁷⁾、とされる「小学生徒自持得点表」を見てみよう。これは能勢郡の連合教育会でその使用が決定されたものであり、口絵掲載されているも

で、図6のとおりである²¹⁾。「三則」という注意書きの最初にあるように、毎日の各教科の「学業の優劣」および「行状ノ好悪」、すなわち平常の知育、訓育の両面に渡るべきばえを、3段階で記し、毎日父兄に示そうとしたものである。其の目的は、「内外相訓へ出入相戒ルノ趣意」とあるように家庭と学校の子どもをめぐっての協力、および試験成績に平常の成績を加味するためのものであった²²⁾。

同様の事例は、山梨県でも見られる。明治9年の山梨県学則第5章生徒心得第44条では、「日課表」について次のように規定している。

日課表ハ、読物ヲ始メ日々習ヒ得タル事ヲ記憶スルモノト否ラサルモノ、又ハ行状良キモノト良カラサルモノ等ヲ分カチ、ソノ表ヲ付シ、試験ノ時学業ト此ノ表トヲ見合セ、褒美ヲ与フルト与ヘサルヲ定ムルモノナレハ、毎日学校へ出ル時ハ必ス持参シ、着席ノ時、教師ニ出シ、退校ノ時受取り帰ルヘシ。宅ニ帰レハ之ヲ父母ニ示スヘシ²³⁾。

典拠した資料に雛形が示されていないので、その様式は分からないが、この規定、および日課表という名称から福岡県のものとはほぼ同様の様式だと推察される。各科目及び行状の評定の付し方は試験規則の第2章「日課表点増減法」に詳しく規定されている。それによれば、各科目（「行状」も含む）5点で、例えば、末席の生徒が主席の生徒2・3のものに勝ることがあれば1点をあたえ、逆に主席の生徒が他の生徒に劣ることがあるときは1点を減ずるなど、行状に関しては、挙動の正否・授業中の態度一例えば妄りに立つ、度々便所に行く、頻りに石筆を落とす等は1点減点—といった方法を規定している²⁴⁾。

ところで、「日課表」「日課優優劣表」「出席行状簿」などで、平生の学業成績や授業態度を評定し、小試験などの試験成績に加えたり参考資料とすることは多くの府県で行われていた。これらは学校内部の成績評定用の帳票であったが、上の二つの事例は、これらを個人毎の帳票に製して、学校・家庭を毎日往復させようとしている点で異なっている。ちなみに、このことは、(1)で検討した「品行簿」の類等についても同様のことが言える。

さて、以上のように、学制期に、早くも、平生の学業成績や行状の評価を記載内容とし、学校と家庭を日々行き来する、学校・家庭往復文書の府県レベルでの規定が存在したことを明らかにした。

では、このような帳票を発行して教育の効果を挙げようという発想はどこに由来するものであろうか。一部では等級制を採用しながら、他方で出席や「精勤」を重視した藩校からの連続の側面、あるいは、寺子屋における出欠管理の動向からの連続的側面も無視できないが、直接的には、おそらく、アメリカの翻訳教育学書、ないしアメリカ教育事情の影響に、すべてではないにしろ由来するものではないかと思われる。次項では、このことを検討する。

(3) 翻訳教育学書に見られる学業・行状評価と父母への通信

いずれも、学制期から明治半ばにかけて広く読まれた、2つの翻訳教育学書を検討する。

まず、アメリカのウィッカーシャム（J. P. Wickersham, 1825—1891）の“School Economy”（1864）を箕作麟祥が翻訳した『学校通論』（1874（明治7）年）の巻2を見てみよう。ここでは、学校帳簿のひとつとして、生徒一人ひとりの毎日の出欠と、行状を記録する「出席行状簿」、および毎日の学業成績を記録する「学業簿」、およびそれらのひと月ごとの「要略簿」の作成が提案されている。評点は「出席」「行状」「学業」とも5点満点である。示されている雛形は個人別帳票ではなく、一覧表であるが、その利用法について次のように述べている。

記誦注入主義の古い教授法を前提としているように思われる。『学校通論』と同様に、日々、個人について点数評価（3点ないし5点満点）するように指示している。また、学校掛、参観者にこれを公開することも奨励している。

さらに、毎月、個人毎に行状・暗唱・出欠・遅刻の結果を要約して父母に示せば「其益甚大ナルヘシ」といい、その報告様式を示している（図8）。注目すべきは、第一に、図の注記の部分で、学校での学習は「講説」と「黒板習業」に費やされるので、家庭で「按読」を行うかどうかを監督するように求めていることである。内容はどうあれ、学習について学校が家庭の協力を求めていると解されるからである。第二に、同じく注記で、父兄と教育に関心を持つ者は、いつでも学校を訪問してもよいという点である。この報告様式は、学校→家庭の一方的なものであるが、家庭→学校の方向を補うべく学校訪問が位置づけられていると考えられるからである。また、行状に関わって生徒の守るべき事柄、すなわち訓育の目標を明確にしていることも、学制期、生徒心得を家庭に知らせたり、また後の通知表に、生徒心得や教育勅語で示された徳目が通知表に掲載されていく動向を想起すれば興味深い。

なお、ノルゼントのものの翻訳には、この前年の1876（明治9）年に出版された『教師必読』があるが、その中でも、生徒一人ひとりの、日々の各教科にわたる「背誦」（暗誦）・「行状」についてその評定を記すことの重要性が指摘され、図7とやや異なり、行状だけでなく各教科の背誦の成績も書き入れることができる様式が示されている。図8に相当する表簿は示されていないが、毎日の評定を総括して毎週1回、または毎月1回「生徒の父母に贈示」することが有益である、としている。²⁷⁾²⁸⁾

以上のように、日々の学業・行状すなわち、知育・訓育両面にわたる評価を記録として残し、これを、週・月毎に総括して父母に通知するという方法が、学制期の初期の翻訳教育学書に紹介されていた。長崎、山梨両県の規則に見られるような、日々の学業成績・行状評定をそのまま知らせるという方法は記されていないが、発想においてその間隙は殆どないといってよい。もちろん、そうだからといって、「日課表」などが、これらアメリカの翻訳教育学書やその教育事情を模倣したとただちには言えないにしても、学制成立の経緯や、学制期の教育事情からみて、そこから何らかの影響を受けていると推察してもよいのではないかと思われる。

おわりに

以上、通知表の起源について、辞書類の不正確な記述や明確に誤った記述を指摘したのち、先行研究を批判すると同時にこれに依拠しながら、明治20年代初頭から時代を遡りながらこれを追ってきた。そこでの結論は、まず、唐沢が捉えているように、内容の上からいえば、通知表のひとつの起源として定期試験成績表の類が挙げられるかもしれないが、学校・家庭相互協力のための往復文書という視点から見れば、日々の学業や行状・品行を記載内容とする、家庭・学校を往復した「品行簿」「日課優劣表」の類こそが、その起源として捉えられるべきではないかということであり、ついで、さらにその起源をたどれば、少なくともそのひとつとしてアメリカの翻訳教育学書に行き着くのではないかということである。

時代を下る形で通知表の前史を描けば次のようになる。

通知表は、学制期に、そのほかにあり得たかもしれないルーツとともに、翻訳教科書に紹介された、日々の学業・行状両面に渡る評価と一定期間内のその総括の家庭への通知の方法をルーツとし

て発生した「日課表」「日課優劣表」の類とその家庭への通知を起源とし、明治10年代を通じて、名称を「品行簿」等と替えながらも、家庭・学校往復文書、平生の品行・行状と学業の評価という性格を保持しつつ発展し、明治20年前後には家庭・学校の通信欄が設けられて、子どもの訓育または知育の指導のため、学校と家庭相互に協力しあうための双方向の連絡文書として成立した。明治20年代初頭には家庭・学校往復連絡文書という性格を共有しながらも、知育・訓育それぞれを前面に出した通知表がみられる。また同時に、通知表の中に定期試験成績を統合して記載する動向も生まれた。

なお、「日課表」等を通知表そのものと捉えないで、その前史と位置づける理由は、これらの文書が学校・家庭の往復文書ではあっても、往復連絡文書ではない点である。具体的には、家庭・学校の通信欄が成立して初めて往復連絡文書として通知表が成立したと考えるからである。

「日課表」「品行簿」に見られた「日々の」学業成績評価と訓育評価の家庭通知がいつ頃まで存在したのか明らかではないが、少なくとも明治30年代には見られなくなる²⁹⁾。日々の学業・行状の評価とその家庭通信が後景に退いていくという事態は、この次期「試験」から「考査」へ、「習得主義」から「履修主義」へと転換していく政策動向の中で、一見これへの逆行と見られなくもない。日々の学業・行状の点数や評語での評定についていえば、こうした方法は、学制期以来の暗記主義的、記章注入主義的教授法と教育内容、及び生徒心得などの管理主義的行動基準に基づく機械的減点・加点法を背景としており、こうした方法に反省が加えられれば早晩捨てさられたであろうし、記入に関わる負担を考えれば、教員の担当生徒数が増加すれば消え去る運命にあったものと思われる³⁰⁾。

小論では、対象とした時期それぞれの時代背景や教育政策・実践、家庭と学校の関係、教育評価の理論・実践全体のあり方等にほとんど言及しなかった。とりわけ、日々の授業における学習態度を含む訓育の評価の歴史の中での通知表の前史の検討をはじめとして、これらを含めての検討は他日を期したい。また、学制期以前の学校での勤惰（出席）・行状を含めての日常の評価と家庭との関係も残された課題である。

註

- 1) 花井信『近代日本地域教育の展開』梓出版社、1986、p.132。
- 2) 唐沢は、その原因を「学校という一種の権威的な威圧感が、無意識に保護者の利用をも控えさせたものと思われる」としている。より直接的には、学校、および教師は、子どもの学校内外のしつけや日頃の行状、操行を評定しようとしており、その評定は学業成績や及落に関わるものであったことが挙げられよう。
- 3) ちなみに、『明治百年の児童史』で、通知表の史料を掲載した箇所の表題は「成績評価——通知簿の変遷」となっている。
- 4) なお、重要文化財田開智学校資料収集刊行会編『史料開智学校 第18巻 授業の実態8』（1994）に掲載されている「家庭学校通知簿」では、「家庭より」「学校より」「操行」等で構成される頁は14頁あり、また「小試験成績表」が1回分1頁で5回分あることになっている。
- 5) 花井は、唐沢がこの文部省説明に着眼していることを評価しつつも、この説明を分岐点に、1880年代の通知表を「試験の結果を通知する意図を有したもの」と把握し、それ以後、1890年代の通知表には、「子どもの道徳訓練上の効果を上げるという意図がつけ加わった、としている」点で、問題があるという。要約すれば、①通知表の捉え方が、家庭から学校への通知という一方通行的な把握にとどまっており、そのため試験成績表などの成績証書類をも通知表の範疇に入れてしまっていること、②試験成績表を通知表の範疇に入れるのは問題であるから、唐沢が言うように「通知」を分岐点に、通知表

の意図に道徳訓練上の意味が“付加”されたと捉えるのは問題がある、ということである。しかし、①は首肯できるが②はやや疑問が残る。唐沢は、花井が言うように、1890年代の通知表に道徳訓練上の効果を上げるといふ意図がつけ加わった、とは述べていない。すでに、本文中でまとめたように、唐沢は、「通知」が道徳訓練上の効果を上げるべしという意図をもっていたことを指摘し、しかし実態としては、1890年代にあっても試験成績の通知が通知表の主要な機能であった、としているのである。

- 6) 伊沢修二『学校管理法』第4版、白梅書屋蔵版、1885(明治18)年(正統合版、初版は本文記載のとおり)。
- 7) 能勢栄『学校管理術』東京金港堂、1890(明治23)年。能勢(1852-1895)についてはよく知られているところであるが、略歴を記しておく。明治3年渡米パシフィック大学に学び同9年卒業、帰朝し岡山県師範学校兼岡山県中学校教頭、同13年学習院教師、同15年長野県師範学校校長、同17年福島県師範学校校長兼中学校長、同19年森文部大臣の抜擢により文部省書記官、森の暗殺後の同22年官を辞して文筆に終始した。家庭と学校の協力を説いている点で、森とのつながりが注目を引く。
- 8) 金港堂編『学校管理法』金港堂、1889(明治22)年。緒言には「本書ハ林吾一氏ガ曾テ当編集所ニアリシ時稿ヲ起シ多年自ラ経験シタル事項ヲ本トシ之ニ難フルニ内外教育家ノ諸説ヲ以テシタルモノナルガ、其ノ実施上ニ係ル事実ニ至リテハ菅井米吉氏ガ作ラレタル小学校管理法ノ草稿中ヨリ取りタル所少ナカラズ」とある。なお菅井米吉は、明治11年より栃木県下の氏家小学校、第一中学校、師範学校等で教鞭を執り、明治20年から25年までは愛知県岡崎高等小学校長を勤めている(『教育人名辞典 I 上巻』日本図書センター、1989)。
- 9) 以下、能勢に関する引用は、前掲、能勢『学校管理術』、pp. 249-254からのもの。
- 10) このタイプの雛形は、高嶺秀夫序、国府寺新作・相沢英二郎著『新式学校管理法』(1993(明治26)年)でも示されている。この書では2種類の雛形が示されているが、両者とも学業成績(操行点を含む)と往復通信欄という構成になっている。
- 11) こうした操行査定表の雛形は、既に若林虎三郎・白井毅『改正教授術』続編、巻2(1884(明治17)年)に修身科の教授及び評定の為の表簿として「性質品評表」と題して示されている(p.8)。ここでは、1学期間に1ないし2回調査すること、同時に能勢と同じく、教員の参考にするものであるから「生徒及其ノ父兄ニハ之ヲ示サザルヲ善トス」と注記されている。一方で、既に日々の行状・品行評価の家庭通知が存在している段階で、非開示としている点は興味深い。管理主義的行動基準による評定から「心性」「気質」など性格を含めた内面をも評定しようとすることに起因して評定の主観性が問題視されることになるからではないか、評定資料という機能よりも教育資料としての機能を重視しているからではないかなど、いくつかの推察は成り立とうが、教員の参考に供するためという以上の非開示の理由は不明である。なお、『東京茗溪会雑誌』第1号1883(明治16)年1月、pp.10-12にもほぼ同じ表が載せられている。
- 12) 以下、金港堂『学校管理法』の引用は、断りがない限り前掲、金港堂『学校管理法』pp.162-168からのもの。
- 13) 前掲、金港堂『学校管理法』p.105。
- 14) ちなみに、この書には学校、家庭の通知の例が示されている。まず、学校から家庭への通知の例としては以下の例が示されている。
「何年生何ノ誰何何ノコトアリシヨゴ令息ハ衆生ヲ挺ンデ其ノ危難ヲ救ヘリ依テ本日ハ品行最優トス」
「何年生何ノ誰ト共謀シテ他人ヘ石ヲ抛チシニ幸ヒニ其人ニ当タラザリシモ何何氏宅ノ玻璃窓ヲ破損セシメタリ依テ何時間校内ヘ留置」
家庭から学校への例としては次のような例が示されている。
「此ノ頃父母ヘ朝夕ノ礼ヲ欠キ候ニ付充分ニ御訓誨被下度候」
「昨日ハ五時三十分ニ帰宅氏仕候右ハ御留置ニ相成候ヤ本人ヘ問ヒ糺シ候得共曖昧ナル返答ニ付御聞

合申候」

「先日来ヨリ日々与ヘシ小遣錢ヲ使用セザリシ処昨日取纏金六錢何町ノ誰ト申ス不幸ナル者へ贈与セシ赴先方ヨリ礼ニ参り候故始テ承知仕候平生ノ御訓育ニテ斯克慈善心ヲ生ゼシ事ト深く鳴謝仕候」

- 15) ちなみに、この後明治30年代はじめの学校管理法書では、通知表はあまり詳しく取り上げられていない。たとえば、田中敬一編『学校管理法』（1897(明治30)年)では、「表簿」の章に、学校で製すべき表簿として「家庭通信簿」が挙げられているが、その説明や様式について一切説明はない。また榎山栄次・小山忠雄『新説学校管理法』（1899(明治32)年)では、「第2章児童ノ統治」「第6節家庭トノ連絡」の項に、家庭訪問、父兄召集と並んで「通知簿」の説明が6行ほど記されているが、雛形などは掲載されていない。このように簡略な記述になっているのは、紙幅の関係もあるであろうが、それよりも、この頃には、説明する必要があるほどに一般化し普及していたと見ることができよう。また、この時期以降、榎山・小山とに見られるように、学校管理法書に、学校と家庭との連絡の項が設けられるようになってくる。例えば、多田房之助『理論実験学校管理法』（1898(明治31)年)では、通知表については成績調査法の項に付した成績調査細則で「学期末及年末においては通信簿を以て児童学業の成績を評語にて児童保護者に報ずべし」と記すのみだが、その第13章に「学校と家庭との関係」と題する章を設け、「学区内有力者をして助勢人たらしむ可し」「時々生徒の父母を訪問すべし」「生徒の父母を奨励して時々学校を参観せしむべし」「生徒の父母をして学校賛助の念をおこさしむべし」「学校の規約及訓練の方法は成るべく父母に告知すべし」「父母懇談会を開くべし」などの節を設けて、学校と家庭および地域住民との関係について詳細に論じている。
- 16) この品行簿は1888(明治21)年にも使用されていたことが確認されている(『大阪府教育百年史 第1巻』1973, p.287。)
- 17) 同上書, p.301。
- 18) 『大阪府教育百年史 第2巻』1972, pp641-2。
- 19) 『佐賀県教育百年史 第1巻』1988, p.439。
- 20) 同上書, p.442。
- 21) 同上書, pp.472-3
- 22) この期の福岡県の小学試業法では、毎月1回行う小試業で、試験の得点とこの日課優劣表の得点を合算して、席次を進退することになっている。(同上書, p.451)
- 23) 『山梨県教育百年史 第1巻』p.544。
- 24) こうした学制期における、大試験・小試験・比較試験といった試験ではなく、日々の、学業および行状評価の記録である「日課表」の類、教育令期以降における「品行簿」の類の調製の教育評価史上の背景、目的、内容と機能については、II-3で取り上げた天野正輝の著書が詳しく分析している。付記すれば、学制期の「日課表」は、平生の学業成績や学習態度、行状を評定するという点で共通するが、その評定法は府県によってまちまちであり、紹介した山梨県のもの一般的というわけではない。
- 25) 『学校通論 卷二』文部省, p.28。
- 26) 『那然 小学教育論』1877(明治10)年, pp.333-6。
- 27) C h. ノルゼント, ファン. カステール訳『教師必読』文部省, 1876(明治9)年, pp.547-551。
なお、ここで、評点は、生徒に「失誤」「誤謬」の「数」を自己申告させて記入する事とされている。
- 28) 当時のアメリカの初等学校カリキュラムにおいては、行状ないし品行 (conduct)はさほど重要な科目ではなかったが、カリキュラム上に位置づいてはいた。E. P. Cubberleyによれば、この徳育ないし訓育に関わる科目は次のように変遷している。カテキズム及び聖書 (1775頃)→善行及び行儀 (manners)と道徳 (1825頃)→行儀と行状 (conduct) (1850頃)→行状 (1875頃)、そして1900頃にはこれに類する科目は消滅している (E. P. Cubberley, *Public Education in the United States*, 4th ed. Cambridge, Mass. 1962, p.473)。
- 29) ただし、日々の学業、品行・操行の評価そのものが消え去ったわけではない。本文中でも触れた小学

校教則大綱の説明（1891(明治24)）では、卒業認定を1回の試験成績だけでなく「平素ノ行状学業ヲモ斟酌」して行うこととしており、また第3次小学校令下の小学校令施行規則（1900(明治33)年）では、卒業・進級は試験ではなく「平素ノ成績ヲ考査」して認定することとされていた（第23条）。

- 30) たとえば、明治26（1893）年の、前掲、国府・相沢『新式学校管理法』では、「日々若シクハ毎週通知ノ部ヲ設ケテ一々之ヲ登録スルカ如キハ在級生徒又ハ受持子級ノ多数ナルトキハ甚シク教師ノ労ヲ費ヤシメ随テ調査疎漏ニ流学校ト家庭ト間ニ誤解ヲ生スルノ恐レアレハ始メヨリ之ヲ企図セサルヲ良策トス」（p.384）とある。